

財務省告示第三百五十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十七年九月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年九月十六日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二百三 十六回）	財政法（昭和十二年法律第三 十四号）第四條第一項及び平成 十七年度における財政運営のた めの公債の発行の特例等に関す る法律（平成十七年法律第十九 号）第二條第一項並びに国債整 理基金特別会計法（明治三十九 年法律第六号）第五條第一項 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 額のうち、財政法第四條第一項の規 定に基づき発行する利付国債に ついては、額面金額で百九十九 億七千六百万円、平成十七年度 における財政運営のため法律第 二條第一項の規定に基づき発行 する利付国債に十九億千六百 十、国債整理基金特別会計法第	額面金額で千億円		

